

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和4年5月13日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和4年5月13日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友多治見店・上新電機多治見店
多治見市上山町1丁目8番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社
代表取締役 金谷 隆平
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

株式会社 西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
合同会社 西友 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社 西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社 西友 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外2社	株式会社 西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外2社

4 届出年月日

令和4年5月10日